

## 平成 31 年第 2 回・西海市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成 31 年 2 月 27 日（水）  
午後 1 時 30 分から午後 3 時 30 分
2. 開催場所 大瀬戸コミュニティセンター
3. 委員定数 条例定数 19 人 現委員 19 人
4. 出席委員（18 人）

会 長	1 番	岩崎 信一郎					
会長代理	2 番	太田 尚臣					
委 員	3 番	白石 幸憲	4 番	山崎 友好	5 番	松崎 常俊	
	6 番	志田 邦彦	8 番	知念 近海	9 番	高口 和子	
	10 番	大串 康明	11 番	岡 修治	12 番	松尾 均	
	13 番	福田 務	14 番	田中 初治	15 番	朝長 久夫	
	16 番	辻尾 政幸	17 番	山下 裕史	18 番	水嶋 政明	
	19 番	三枝 政人					
5. 欠席委員（1 人）

	7 番	岸本 六郎					
--	-----	-------	--	--	--	--	--
6. 議事日程
  - 第 1 議事録署名委員の指名
  - 第 2 議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
  - 議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
  - 議案第 5 号 西海農業振興地域整備計画の変更について
  - 議案第 6 号 農用地利用集積計画の決定について
  - 議案第 7 号 農地中間管理事業利用配分計画（案）に関する意見について
  - 議案第 8 号 非農地通知の対象とすることの決定について
7. 事務局 事務局長：中村正且 局長補佐：神浦真吾 主任主事：谷内美佳
8. 会議の概要  
事務局 只今から平成 31 年西海市農業委員会第 2 回総会を開会いたします。  
出席委員は在任委員 19 名中 18 名で、定足数に達しておりますので総会は成立しております。  
それでは、西海市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、議事の進行は会長にお願いいたします。

議 長           これより議事に入ります。まず日程第1の議事録署名委員の指名を行います。西海市農業委員会会議規則第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

《異議なしの声あり》

議 長           今回の議事録署名委員は、9番：高口委員、10番：大串委員にお願いいたします。

議 長           それでは、審議に入りますが議事進行上、発言される際は挙手をし、議長の許可を受けてから氏名を告げて発言をお願いします。  
それでは、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」の1番を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局           議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」1番を説明いたします。資料は2頁になります。説明に入ります。物件は西彼町喰場郷字池ノ本、の田・計1筆・1,561㎡の申請となっています。申請地の地番・面積・現況等の内容、譲り渡し人・譲り受け人に関する事項は議案書記載のとおりです。申請事由は議案書記載のとおりで、譲り渡し人：耕作困難なため、譲り受け人：経営規模拡大。許可後、直ちに売買し所有権移転を行うとなっています。権利種別は所有権移転「売買」となっています。水稻を栽培すると聞いております。農地法第3条第2項の不許可事項の該当非該当の区分ですが、第2号、第3号、第5号、第6号につきましてはすべて非該当となっています。関係資料は3頁から7頁までで、3頁に位置図、4頁に付近状況図、5頁に現況写真、6頁に字図を添付しています。黄色に塗られているところが申請地です。7頁は航空写真で、赤枠で囲まれた部分が申請地です。譲り受け人の自宅のすぐとなりに申請地があり徒歩で約1分以内のところに申請地がある状況です。農地法第3条第2項各号には該当しないことから許可要件のすべて満たしていると考えます。事務局からの説明は以上です。

議 長           それでは補足説明を地区担当委員にお願いします。

10番           譲渡し人、譲受け人の双方にお会いし現地も確認して参りました。譲渡し人の方は会社勤めで耕作が困難と言うことでした。数年前から無償で管理してもらっていたようで、今回、譲渡し人からの申し入れで合意にいたったとの事でした。譲受け人も水稻栽培をしておりますが、これを機会にトラクターも水田用に買い換える計画もあるという

ことで効率的な利用や農作業従事要件等は問題ないものと考えます。  
よろしくご審議ください。

議 長 　　ただ今議案第3号の1番について説明がありました。  
これより質疑に入ります。  
皆さんから何かご意見等ございませんか。  
《なしの声あり》

議 長 　　ないようでしたら、本案について許可することにご異議ございませんか。  
《異議なしの声あり》

議 長 　　「異議なし」と認めます。  
よって、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」  
の1番については、申請どおり許可することといたします。

議 長 　　次に議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」の  
1番について事務局より説明を求めます。

事務局 　　議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」1番を  
説明いたします。資料は8頁になります。所在が西海町中浦南郷字ミ  
ソノ、の畑・計1筆・376㎡で利用状況は不耕作となっています。  
申請地の地番・譲り渡し人・譲り受け人に関する事項は議案書記載の  
とおりです。申請理由は現在、隣地の宅地を購入契約手続きをしてい  
ますが駐車場がないため、申請地を取得し、自家用駐車場として利用  
しようと考えています。となっています。権利種別は所有権移転「売  
買」となっています。自家用車2台分を確保し、敷地にバラス敷きで  
整備する内容となっています。

添付資料は、9頁から15頁までで、9頁に位置図、10頁に付近  
状況図、11頁に現況写真、12頁に字図、13頁に航空写真を添付  
しています。14頁に被害防除計画書、15頁に配置図、断面図を添  
付しています。14頁にもどり、申請地の造成計画の内容ですが、現  
状のまま利用する。整地を行いバラスを敷設する。被害防除措置の内  
容又は被害の発生の恐れがない理由として切土・盛土はしないので土  
砂の流出する恐れはない。近傍農地の日照、通風、耕作等に著しい影  
響をおよぼす恐れを生じさせないための措置・理由として、新設する  
構築物がないので、近傍農地への日照・通風等の被害の恐れはない。  
排水計画ですが、雨水は自然流下、汚水・生活雑排水はなしとなっ  
ています。雨水排水は自然流下と考えているが念のため西側の市道側溝  
に排水する措置を講じる。事業費は、土地購入費、土地整備費、建物

価格を予定。資金調達は全額自己資金で、工期は許可日から1ヶ月を予定しています。農地区分について、申請地は宅地や道路や畑（荒地を含む）に囲まれた農業公共投資の対象となっていない孤立した農地といえますので、第2種農地と判断します。事務局からの説明は以上です。

議 長           それでは補足説明を地区担当委員にお願いします。

5 番           地元農業委員、推進委員と一緒に確認いたしました。現状のまま利用するということ、周囲に農地がないことなどから特段問題はないと判断いたしました。また、Iターンと言うことで人口増にもつながりますのでよろしくご審議ください。

議 長           ただ今議案第4号の1番について説明がありました。  
                  これより質疑に入ります。  
                  皆さんから何かご意見等ございませんか。  
                  《なしの声あり》

議 長           ないようでしたら、本案について許可することにご異議ございませんか。  
                  《異議なしの声あり》

議 長           「異議なし」と認めます。  
                  よって、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」の1番については、申請どおりで許可相当といたします。

議 長           次に議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」の2番について事務局より説明を求めます。

事務局          「2番」を説明いたします。資料は16頁になります。所在が西彼町白崎郷字苦土、の畑・計1筆・264㎡で利用状況は「果樹園」です。申請地の地番・使用貸し人・使用借り人に関する事項は議案書記載のとおりです。申請理由は現在のアパートでは手狭になった為、申請地に住宅を建設するとなっています。権利種別は所有権移転「贈与」となっています。木造瓦葺き平屋建、住宅・114.50㎡を建築する内容となっています。

添付資料は、17頁から25頁までで、17頁に位置図、18頁に付近状況図、19頁に現況写真、20頁に字図、21頁に航空写真を添付しています。22頁に被害防除計画書、23頁に配置図、24頁に平面図、25頁に立面図を添付しています。22頁にもどり、申請

地の造成計画の内容ですが、現状のまま利用する。被害防除措置の内容又は被害の発生の恐れがない理由として障害物を撤去し、土間を地均し生コンを打設、一部芝生を敷きこむ北側境界側に（240×240）U字溝を設置する。工事中は防護柵を設ける。近傍農地の日照、通風、耕作等に著しい影響をおよぼす恐れを生じさせないための措置として、建物の高さを加減する高さ6m程度、南側は道路幅が広く建物位置が離れているので影響がない。東側の農地とは建物位置が離れているので影響がない。6m程度、西側農地は高さが2.5m位の段差の位置にあり、赤道が通るので通風、日照にもあまり影響しない。北側の農地は建物GLから2.5mの位置にあり、後ろがずっと高くなるので著しい影響はない。排水計画ですが、雨水は水路放流、汚水・生活雑排水は、合併浄化槽処理となっています。事業費は、建築工事費その他で、資金調達は全額借入金、工期は許可日から3ヶ月を予定としています。農地区分について、申請地は宅地や道路や畑に囲まれた農業公共投資の対象となっていない孤立した農地といえますので、第2種農地と判断します。平成30年8月総会において西海農業振興地域から除外手続きを行なった農地となっています。事務局からの説明は以上です。

議長            それでは補足説明を地区担当委員にお願いします。

9番            現在、借家に住まわれておりまして手狭であると、お母さんと一緒に農業に従事しておりますが実家の近傍のほうが効率的との事です。周囲は申請人の農地で申請地は一番下段になりますので日照、通風にも影響はなく特に問題はないものと思います。よろしくお願いします。

議長            ただ今議案第4号の2番について説明がありました。  
                  これより質疑に入ります。  
                  皆さんから何かご意見等ございませんか。  
                  《なしの声あり》

議長            ないようでしたら、本案について許可することにご異議ございませんか。  
                  《異議なしの声あり》

議長            「異議なし」と認めます。  
                  よって、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」の2番については、申請どおりで許可相当といたします。

議長            次に議案第5号「西海農業振興地域整備計画の変更について」を議

題といたします。

事務局より説明を求めます。

事務局

それでは、26頁になります。議案第5号「西海農業振興地域整備計画の変更にかかる意見聴取について」西海農業振興地域整備計画について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定により意見を求められたので意見を求めます。今回は4件・5筆の申請となっています。内容はすべて除外分となっています。

1番について、資料は27頁からです。物件の所在は、西彼町亀浦郷字後田の畑、1筆・1、195㎡のうち500㎡の申請となっています。土地所有者及び申請者については議案書記載のとおりです。変更の目的は、両親が居住している家屋が築150年以上と老朽化しており、立て替えを検討しているが、申請者が居住する家屋も手狭となったため、二世帯住宅を建築することになった。申請者の両親と祖母、申請者夫婦と4人の子供たちの住居となる予定で、自己所有の宅地では面積等で条件を満たすことができず、今回の申請地を選定した。となっています。農地法適用条項は5条となっています。添付資料は、28頁から36頁までで、28頁に位置図、29頁に付近状況図、30頁に現況写真、31頁に字図、32頁に航空写真、33頁に被害防除計画書、34頁に配置図、35頁に平面図、36頁に立面図を添付しております。33頁にもどり、申請地の造成計画内容ですが、現状のまま利用する。それに伴う被害防除措置は、緩衝地を設ける。内容又は被害発生の恐れがない理由として、隣接する南側農地との間に約2mの緩衝地を設け、土砂等の流出を防ぐ。近傍農地の日照、通風、耕作等に著しい影響を及ぼす恐れを生じさせないための措置は、緑地、緩衝地を設ける幅約2m程度、建物の高さを加減する高さ4.8m程度。建物を平屋建てとし、高さを控えることで隣接農地への日照、通風等の影響をおよぼさないようにする。排水計画ですが、雨水は水路放流。汚水処理・生活雑排水は下水道処理となっています。農地区分について、申請地は宅地や道路、畑に囲まれた農業公共投資の対象となっていない孤立した農地といえますので、第2種農地と判断します。事務局からの説明は以上です。

議長

それでは補足説明を地区担当委員にお願いします。

19番

説明にありましたように、現在の家屋が老朽化により建て替えを検討していたところ、申請者の居宅も手狭で二世帯住宅を建築するということでした。申請地は何年も耕作はされていない状況です。西側のアスパラハウスは一段上がったところになっており、日照、通風に影響はないものと考えます。よろしくご審議ください。

議 長 　　ただ今議案第5号の1番について説明がありました。  
これより質疑に入ります。  
皆さんから何かご意見等ございませんか。  
《なしの声あり》

議 長 　　ないようでしたら、本案について変更することにご異議ございませんか。  
《異議なしの声あり》

議 長 　　「異議なし」と認めます。  
よって、議案第5号「西海農業振興地域整備計画の変更について」  
の1番については、原案どおりで「異議なし」といたします。

議 長 　　次に2番について説明をお願いします。

事務局 　　2番について、資料は37頁からです。物件の所在は、大瀬戸町多  
以良内郷字平倉の畑1筆、211㎡で、土地所有者及び申請者につい  
ては議案書記載のとおりです。変更の目的は、次年度以降に消防詰所  
建設を計画しているが、現在消防詰所が建っている敷地が手狭であり、  
新たな建設用地が必要となった。購入予定地の農用地除外申請を行い、  
消防詰所を建設する計画である。となっています。添付資料は、38  
頁から46頁まで、38頁に位置図、39頁に付近状況図、40頁に  
現況写真、41頁に字図、42頁に航空写真。43頁に被害防除計画  
書、差替えがされていますので本日配布資料を参照下さい。44頁に  
土地利用計画図、45頁に平面図、46頁に立面図を添付しておりま  
す。43頁にもどり、申請地の造成計画の内容ですが、盛土を行う最  
高1m、切土を行う最高1m、被害防除措置の内容又は被害発生の恐  
れがない理由として、擁壁を設ける。市道敷き歩道の高さに合わせ土  
地地盤を切り盛りし敷地高調整を行う。外構敷地はアスファルト舗装  
もしくはコンクリート舗装を行なう。背後地農地の土砂流失が無いよ  
うに擁壁を設ける。近傍農地の日照、通風、耕作等に著しい影響をお  
よぼす恐れを生じさせないための措置として、建物の高さを加減する  
3.6m程度、近傍農地との間に空き地を設け被害防除措置を行なう  
ため周辺農地への日照・通風に影響はない。排水計画ですが、雨水排  
水は自然流下、汚水処理・生活雑排水は合併浄化槽処理となっています。  
農地区分について、申請地は宅地や道路や原野及び畑に囲まれた  
農業公共投資の対象となっていない孤立した農地といえますので、第  
2種農地と判断します。事務局からの説明は以上です。

議 長            それでは補足説明を地区担当委員にお願いします。

15番            先日、現地を確認してまいりました。地区分団の消防詰所を建設するということですが、市道側の一番下段になりますので周囲の農地への影響はないものと判断いたします。また、地区住民の要望事項でもありますのでよろしくお願いします。詰所としても道がかりもよく、地域防災の拠点として期待できると確信しております。よろしくご審議ください。

議 長            ただ今議案第5号の2番について説明がありました。  
これより質疑に入ります。  
皆さんから何かご意見等ございませんか。  
《なしの声あり》

議 長            ないようでしたら、本案について変更することにご異議ございませんか。  
《異議なしの声あり》

議 長            「異議なし」と認めます。  
よって、議案第5号「西海農業振興地域整備計画の変更について」の2番については、原案どおりで「異議なし」といたします。

議 長            次に3番について説明をお願いします。

事務局           3番について、資料は47頁からです。物件の所在は西彼町喰場郷字平尾の畑1筆、計2,667㎡で、土地所有者及び申請者については議案書記載のとおりです。変更の目的は、太陽光発電設備の設置で、変更の事由は、耕地主の方が一昨年までぶどうを栽培しておられましたが、段々と耕作が難しい年齢になり、今現在不耕作の荒れた地になっているようで、このままさらに荒地になってしまうよりは、何かに有効活用できないかとのご相談をいただきました。申請地は傾斜が少なく、面積も充分パネルを設置できる広さだったので、土地を有効活用する為にも太陽光パネル設置予定です。となっています。農地法適用条項は5条となっています。添付資料は、48頁から56頁まで、48頁に位置図、49頁に付近状況図、50頁に現況写真、51頁に字図、52頁に航空写真、53頁に被害防除計画書、54頁に土地利用計画図、被害防除計画書と土地利用計画図については本日配布資料を参照下さい。55頁に架台概要図、56頁に防護柵資料を添付しております。太陽光パネル220枚を設置し85.8kWの発電規模を予定しています。申請地の造成計画の内容ですが、現状のまま利用す



る。それに伴う被害防除措置は、防護柵を設置する。被害防除措置として1.5m程の防護柵をパネルを囲うように設けます。隣接地に耕作農地が無い為、影響は出ないと考えております。近傍農地の日照、通風、耕作等に著しい影響をおよぼす恐れを生じさせないための措置は、建物の高さを加減する高さ1.2m程度、その他として農地転用時まで10年確率での設計雨量強度を計算の上、素掘り側溝の断面積を求め、適切な措置を講じるものとする。また、下流の流下能力を踏まえ、水害及び土砂の流出等の災害が発生するリスクがある場合には沈砂池や調整池など適切に設置する。排水計画ですが、雨水排水は自然流下、汚水・生活雑排水はないとなっています。農地区分について、申請地は市道や山林や畑（荒廃農地を含む）に囲まれた農業公共投資の対象となっていない孤立した農地といえますので、第2種農地と判断します。事務局からの説明は以上です。

議長 それでは補足説明を地区担当委員にお願いします。

10番 先日、現地確認をしましたが、転用の計画平面図を見ると全体面積に対して設置する面積が少ないこと、被害防除計画も排水計画等含め内容が分かりにくいこともありましたので、申請者に連絡を取り改めて説明をお願いしました。同僚委員、事務局にも同席を願い詳しく説明をいただきました。結果、周辺農地への日照、通風等に影響はないものと確認いたしました。その際、書類と説明が異なったため書類の差し替えの申し出がありました。事務局に確認し、差し替え後の実施計画及び被害防除計画であれば大丈夫だと判断いたしました。よろしくをお願いします。

事務局 経過を説明いたします。西海農業振興地域整備計画の変更、農用地区域からの除外の申請は農林課が所管しておりまして、当委員会に回付された時点で現計画では転用許可の時点で厳しいのではないかと助言しておりましたが、なかなか資料の提出がなされない状況でした。今回はあくまでも西海農業振興地域整備計画の変更、除外の案件ということもあり当初の申請書類で受け付けていたものですが、最終目的は農地転用でありますので、10番委員の適切な判断により事業説明と添付書類の差し替えとなったものであります。

議長 ただ今議案第5号の3番について説明がありました。  
これより質疑に入ります。  
皆さんから何かご意見等ございませんか。  
《なしの声あり》

議 長 ないようでしたら、本案について変更することにご異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。

よって、議案第5号「西海農業振興地域整備計画の変更について」の3番については、原案どおりで「異議なし」といたします。

議 長 次に4番について説明をお願いします。

事務局 4番について、資料は57頁からです。物件の所在は、大瀬戸町雪浦下釜郷字中ワラビ川畑1筆、雑種地1筆の計2筆、面積計4,293㎡のうち2,273㎡の申請で、土地所有者及び申請者については議案書記載のとおりです。変更の目的は、当法人は、地域福祉の発展目指して、今日まで様々な施設の建設や事業の取組を致してまいりました。今後大瀬戸地区の更なる細やかな社会福祉の環境の充実を目的に大瀬戸町雪浦地区を設置場所として新たにグループホームの建設計画を策定し、西海市御当局のご助成ご指導をいただき検討して参りました。このような状況により計画の立地条件等様々な観点から設置場所等検討してまいりました結果、本件申請地以外に設置場所がなく、この度申請いたします。となっています。農地法の適用条項は5条となっています。添付資料は、58頁から67頁までで、58頁に位置図、59頁に付近状況図、60頁に現況写真、61頁に字図、62頁に航空写真、63頁に被害防除計画書、64頁に土地利用計画図、65頁に配置図・平面図、66頁にユニット求積図、67頁に立面図を添付しております。木造平屋建のグループホーム(2ユニット18室)1棟を建設予定です。63頁にもどり申請地の造成計画の内容ですが、盛土を行なう(最高1.8m、最低0.5m)、切土を行う(最高1.0m、最低0.5m)それに伴う被害防除措置は、擁壁を設ける。被害防除措置の内容又は、被害の発生の恐れがない理由としまして、コンクリート擁壁を設置し、隣地への土壌崩落被害防除措置をして被害発生を防止する。近傍農地の日照、通風、耕作等に著しい影響をおよぼす恐れを生じさせないための措置、被害防除措置の内容又は、被害の発生の恐れがない理由としまして、周辺農地とは段差があり、日照・通風等特段被害を及ぼす恐れがない。排水計画ですが、雨水排水は自然流下。汚水及び生活雑排水は下水道処理となっています。農地区分について、申請地は市道や宅地や雑種地や畑(荒廃農地)に囲まれた農業公共投資の対象となっていない孤立した農地といえますので、第2種農地と判断します。事務局からの説明は以上です。

3 番 先日、地区担当推進委員と申請者である社会福祉法人の担当の方と現地を確認いたしました。今回の西海農業振興地域整備計画の変更、農用地区域からの除外では2筆で、河川側は雑種地となっておりますがもともとは水田であったため農用地区域に入っているようです。今回、グループホームを建設するということから今回の変更の申請となっておりますが、現地は背後が2級河川雪浦川、前面が市道になっており、周辺には耕作した農地もなく影響はないものと判断いたします。市の補助を受けての事業とすることですので今後の指導も受けながらのことだと言う事ですので問題はないものと思われれます。よろしくご審議ください。

議 長 ただ今議案第5号の4番について説明がありました。  
これより質疑に入ります。  
皆さんから何かご意見等ございませんか。

1 1 番 背後が2級河川とありますが、仮に水害等により氾濫し被災した場合、当委員会ですら許可相当とすることについて、後々、影響は及ばないのででしょうか。

事務局 今回の西海農業振興地域整備計画の変更、農用地区域からの除外につきましては計2筆が対象であります。説明にもありましたように河川側の1筆は農用地区域ではあります。農地ではありません。この部分については何らかの経緯があると思っておりますが、除外手続きが済んだ後に5条の転用許可で申請が上がってくるのは市道側の1筆となります。つまり、仮に転用許可を出す場合は河川との間に土地を挟むこととなります。申請者としては一体的に利用することになると思っておりますが、仮に河川の氾濫等あったとした場合、それは事業者の管理責任ではないかと思っております。農業委員会としては、あくまでも農地転用について立地基準、一般基準に照らして許可相当であるか否かを審議すると言う基本的なスタンスでお願いしたいと思います。

議 長 ほかにご意見等ございませんか。  
《なしの声あり》

議 長 ないようでしたら、本案について変更することにご異議ございませんか。  
《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。  
よって、議案第5号「西海農業振興地域整備計画の変更について」

の4番については、原案どおりで「異議なし」といたします。

議 長 次に議案第6号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。  
事務局より説明を求めます。

事務局 資料の68頁をお願いします。議案第6号「農用地利用集積計画の決定について」農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定を市長より求められたので、その可否について提案する.と.な.っ.て.い.ま.す.

69頁は農用地利用集積計画集計表です。今回は賃貸借1筆、965㎡と合意解約関係3筆、5,155㎡と使用貸借権・賃借権設定(県公社借入分)18筆、25,973㎡が計上されています。

70頁は個人間の賃貸借の内訳で1筆、965㎡が計上されています。71頁は合意解約関係の内訳で3筆5,155㎡が計上されており、使用貸借から賃貸借へ再設定を行なうもの1筆と、中間管理機構へ移行するもの2筆となっており、中間管理機構で取り扱うものになっています。72頁は県公社借入分で10件・18筆25,973㎡が計上されています。各筆の地番・地目・面積・賃貸借等の詳細につきましては、議案書を参照ください。2から6番の5筆は白似田土地改良協議会事業に係るもので、7番から18番の12筆は面高地区基盤整備事業に係るもので、18筆中6筆は配分が決まっています。残り12筆は未配分ですが、面高地区基盤整備事業の対象地となっています。73頁に70頁の賃貸借契約分の経営状況を添付しています。農業経営基盤強化法第18条の要件を満たしていると考えます。事務局からの説明は以上です。

議 長 それでは補足説明を地区担当委員にお願いします。

6番 本件につきましては、借り受け者から相談があり、私のほうで相談等仲介した案件であります。現地は耕作放棄の状態で貸し手の方も荒れてしまうよりは耕作していただいたほうがいいということで合意しました。借り手は市外からの通農ではありますが、近傍にも農地を借り受けて営農しており効率的な利用、農作業従事等についても問題ないものと思います。よろしくご審議ください。

議 長 ただ今、議案第6号について説明がありました。  
これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。  
《なしの声あり》

議 長 ないようでしたら、本案について決定することにご異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。

よって、議案第6号「農地利用集積計画の決定について」につきましては、原案どおり決定する事といたします。

議 長 次に議案第7号「農地中間管理事業利用配分計画(案)に関する意見について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局 74頁をお願いします。議案第7号「農地中間管理事業における農用地利用配分計画(案)に関する意見について」農用地利用配分計画(案)について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の3の規定により、意見を求められたので、判断を求める。となっています。資料は75から89頁です。先ほど77頁にて提案しました県公社の借り入れ分の土地18筆と配分のみを行なう110筆の計128筆に対して、県農業振興公社から「8者」に対し、賃貸借「10年」のもの1筆と「20年」のもの5筆と、使用貸借「1年6ヶ月」のもの3筆、「4年8ヶ月」のもの2筆、「6年5ヶ月」のもの8筆、「6年6ヶ月」のもの66筆、「6年7ヶ月」のもの20筆、「6年8ヶ月」のもの11筆を配分する内容となっています。合計116筆分の配分と12筆の未配分の各筆明細となっています。1番は市外の法人へ、2番から6番は市内の法人へ、7番から18番は今回の配分なし、19番から128番は白崎地区基盤整備事業関係の担い手の方へ配分する内容となっています。ここで資料の修正をお願いします。88頁の富永啓介氏が配分を受けました物件につきまして、住所の表記を喰場郷946-1から、白崎郷1373-1と変更しなければならないことが判明しました。対象は77頁から79頁で、番号53・54・57・60・78・104・105・106・107・108・109・110・111・112の14筆となります。

各筆の地番・地目・面積・賃貸借等の詳細につきましては、議案書を参照ください。82頁から89頁にそれぞれの借り手の経営状況を添付しています。農地中間管理事業の推進に関する法律において特に問題はないものと判断します。事務局からの説明は以上です。

議 長 では補足説明をお願いします。

4 番 1番の借り手の方は昨年新規就農した法人です。市が誘致した農業

法人に勤めていた方で経験は問題ないと思います。近くに同じく機構を通じて借り受けて営農しており、意欲、地域との協調性も問題ないと思います。よろしくお願いします。

12番 2番から6番ですが、借り手はJAが新たに設立した農業法人で野菜を栽培するとの事でした。将来的には施設等についても検討しているようです。担い手がいない現状を考えるとこのような法人を大いに活用して地域農業の活性に繋げることは必要なことと思います。よろしくお願いします。

10番 19番の借り手の方は、現在、JAに勤務されておりますが、年度末を持って退職され、専業で果樹を栽培されるということでした。特段問題はないと思いますのでよろしくお願いします。

9番 21番以降で関係する借り受けの方は、全員、現役で果樹栽培をされている方で、地域でも中心的な方ばかりです。1期工事の基盤整備も3月には植え付けとすることで立派に仕上がっております。このように基盤整備がなされて担い手の皆さんが頑張ってくれることは喜ばしいことと思いますのでよろしくお願いします。

19番 私が説明しますのは基盤整備地区の担い手の方のうち亀浦地区の方です。本人ともお会いして話をしました。意欲ある方ですので問題はないと思います。よろしくお願いします。

議長 ただ今、議案第7号について説明がありました。  
これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。  
《なしの声あり》

議長 ないようでしたら、本案について決定することにご異議ございませんか。  
《異議なしの声あり》

議長 「意義なし」と認めます。  
よって、議案第7号「農地中間管理事業における農地利用配分計画（案）に関する意見について」につきましても、原案どおり配分することで「異議なし」といたします。

議長 次に議案第8号「非農地通知の対象とする事の決定について」を議題といたします。  
事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは資料90頁をお願いします。議案第8号「非農地通知の対象とすることの決定について」を説明いたします。今回は13筆・13,959㎡について、審議を頂きたいと思います。今回、申請者の方は4件の方となります。住所や所有者の詳細につきましては議案書に記載したとおりです。

説明に入ります。物件1番から2番の2筆は崎戸町蠣浦郷の物件で、資料は91頁から95頁です。申請者は崎戸町蠣浦郷にお住まいの方で、相続物件となります。

91頁に位置図、92頁に付近近況図、93頁に対象地の現況写真、94頁に字図、95頁に航空写真を添付しています。それぞれの資料で、黄色に塗った部分・赤枠で囲んだ部分が申請対象地としています。現場のほうですが、雑木等が茂り山林化しており、現場を見る限りでは特に支障はないという判断をいたしました。

物件3番から7番の5筆は西海町太田和郷の物件で、資料は96頁から103頁です。申請者は西海町太田和郷にお住まいの方で、相続物件となります。

96頁に位置図、97頁に付近近況図、98・99頁に対象地の現況写真、100・101頁に字図、102・103頁に航空写真を添付しています。それぞれの資料で、黄色に塗った部分・赤枠で囲んだ部分が申請対象地としています。現場のほうですが、雑木等が茂り原野・山林化しており、現場を見る限りでは特に支障はないという判断をいたしました。

物件8番から10番の3筆は西海町水浦郷の物件で、資料は104頁から112頁です。申請者は西海町水浦郷にお住まいの方で、相続物件となります。

104頁に位置図、105頁に付近近況図、106頁に対象地の現況写真、107・109頁に字図、110～112頁に航空写真を添付しています。それぞれの資料で、黄色に塗った部分・赤枠で囲んだ部分が申請対象地としています。現場のほうですが、雑木等が茂り原野・山林化しており、現場を見る限りでは特に支障はないという判断をいたしました。

物件11番から13番の3筆は西彼町下岳郷の物件で、資料は113頁から117頁です。申請者は西彼町下岳郷にお住まいの方となります。

113頁に位置図、114頁に付近近況図、115頁に対象地の現況写真、116頁に字図、117頁に航空写真を添付しています。それぞれの資料で、黄色に塗った部分・赤枠で囲んだ部分が申請対象地としています。現場のほうですが、雑木等が茂り山林化しており、現場を見る限りでは特に支障はないという判断をいたしました。

全ての対象地は農業者年金、贈与税、不動産取得税関係について聞

取りと事務局で確認できる範囲において影響がない見込みです。事務局からの説明は以上です。

議 長           それでは補足説明を地区担当委員にお願いします。

1 8 番           先日、推進委員と現場を確認しました。写真でも分かりますように山林化しております。近傍農地も以前、非農地判断をしたように記憶しております。現状は分け入ることも出来ないようになっており、農地として復元することは困難と判断しました。

5 番            申し出者と日程が合わなかったので推進委員と確認しました。現地は一帯が荒れておりまして農地として復元することは困難と判断いたします。よろしくお願いします。

1 4 番           申し出者と話をし、現地を確認しました。すべて原野化しており木が繁っております。親御さんの看病で10年来手付かずと言うことで、再生は困難と判断いたしました。よろしくお願いします。

9 番            申し出者と確認しました。途中までは道がありましたがその先は分け入ることが出来ず、木が繁っている状態でした。復元は困難と思いますのでよろしくご審議ください。

議 長           ただ今、議案第8号について説明がありました。  
これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。  
《なしの声あり》

議 長           ないようでしたら、本案について決定することにご異議ございませんか。  
《異議なしの声あり》

議 長           「異議なし」と認めます。  
よって、議案第8号「非農地通知の対象とすることの決定について」の1番から13番について非農地通知の対象とすることに決定いたします。

議 長           以上で全ての審議は終了しました。  
皆さんのほうから何かありませんか。

議 長           ないようでしたら次回の総会日程を決定したいと思います。



次回総会は

日時 平成31年3月25日(月) 午後2時00分から  
場所 大瀬戸コミュニティセンター

これをもちまして西海市農業委員会第2回総会を閉会いたします。  
お疲れ様でした。

平成31年2月27日

農業委員会会長

議事録署名人

議事録署名人